# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

度会町長

### 公表日

令和7年10月17日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務			
②事務の概要	度会町(以下「町」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 また、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の報道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑥住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ①個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ①個人番号の通知及び個人番号カードの変付			
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 宛名管理システム ※1及び5については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」 は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているた			
2. 特定個人情報ファイル	名			

- (1) 住民基本台帳情報ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表 (同号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、6 6、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、 124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、15 6、158、160、163、164、165、166の項) (同号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 電話 0596-62-1111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	度会町税務住民課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 電話 0596-62-2411
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点			
3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた。	八手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		1	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	iじた提供を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	システムとの接続	T.	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	ている。 また、下記のような局面でいても複数人での確認を行えられる。 ・申請書に記載された個人	特定個人情報行うようにしてお 、番号及び本人ある申請書等(	バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い業務を行っの取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面におらり、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考 、情報のデータベースへの入力 USBメモリを含む。)の保管 目請書の廃棄		

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検 [〇]	内部監査 [ O ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えら れる対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	て限定しており、名簿によって権限の適	職員は、ID・パスワード及び指紋認証による2要素認証によっ 切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、 ない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十		

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I -5 部署	税務住民課	住民課	事後	
平成27年4月1日	I-5 所属長	課長 山下 弘文	課長 岡谷 吉浩	事後	
平成27年4月1日	I-8 連絡先	税務住民課	住民課	事後	
平成28年4月1日	I -5 部署	住民課	住民生活課	事後	
	I-8 連絡先	住民課	住民生活課	事後	
	I −1 特定個人情報ファイ ルを取り扱う事務 ③システ	2、住民基本台帳ネットワークシステム(※)	1、既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳システム(※)	事後	
平成29年6月30日	I -4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②	·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	2、住民基本台帳ネットワークシステム(※) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和1年6月28日	I-5 所属長	課長 岡谷 吉浩	住民生活課長	事後	様式の変更により所属長名 を削除
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1 対 象人数 いつの時点の計数	平成29年6月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和1年6月28日	▼人数 いつの時点の計数     □しきい値判断項目 2 取     扱者数 いつの時点の計数	平成29年6月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	呼点を最初のものに更新   評価書の見直しに伴い、計数   時点を最新のものに更新
令和1年6月28日		_	Ⅳリスク対策	事後	様式の変更によりリスク対策
令和2年4月1日	I -5 部署	住民生活課	税務住民課	事後	を追記
令和2年4月1日	I -5 所属長の役職名	住民生活課長	税務住民課長	事後	
令和2年4月1日	I -8 連絡先	住民生活課	税務住民課	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-1 しきい値判断項目	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	対象人数 いつ時点の計数 II-2 しきい値判断項目	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和3年8月31日	取扱者数 いつ時点の計数 I-4 情報提供ネットワーク	·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	誤記修正
令和7年10月17日	システムによる情報連携 ② I -1 特定個人情報ファイ	の制限)及び別表第二 度会町(以下「町」という。)が住民を対象とす	・行政手続における特定の個人を識別するた 度会町(以下「町」という。)が住民を対象とす	事後	誤記修正
令和7年10月17日	ルを取り扱う事務 ②事務の I-1 特定個人情報ファイ	る行政を適切に行い、また、住民の正しい権利 1. 既存住民基本台帳システム	1. 既存住民基本台帳システム	事前	ガバメントクラウド上へ標準
令和7年10月17日	ルを取り扱う事務 ③システ I-4 情報提供ネットワーク	2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) ・番号法第19条第8号及び同号に基つく主務	事後	準拠システムを構築・移行す 法令等の改正による
令和7年10月17日	システムによる情報連携 ② Ⅱ -1 しきい値判断項目	の制限)及び別表第二 令和2年4月1日 時点	省令第2条の表 令和7年4月1日 時点	事後	Z 1 400 CE 1CO
令和7年10月17日	<u>対象人数 いつ時点の計数</u> Ⅱ-2 しきい値判断項目	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	取扱者数 いつ時点の計数 Ⅳリスク対策	13412-T-131 H HJ M	新設	事後	様式変更による追加
令和7年10月17日	8.人手を介在させる作業 IVリスク対策		新設	事後	様式変更による追加
740/410/1/10	<u>11.最も優先度が高いとされ</u>		村  直又	争仮	様式変更による追加